

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和3年9月16日（令和3年（行情）諮問第377号）

答申日：令和4年2月17日（令和3年度（行情）答申第541号）

事件名：特定個人の叙勲に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月31日付け府賞第162号により内閣府賞勲局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求めます。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分においては、開示する行政文書である勲章審査票（別紙の1に掲げる文書）のうち、省庁等名、コード（本籍コードを除く）、氏名、性別以外の記載および、閣議請議資料（本件対象文書）のうち、請議公文の主要経歴、依頼公文の死亡年月日、功績調書及び履歴書の表題、氏名以外、並びに刑罰等調書の生年月日、刑罰の有無、破産、禁治産及び準禁治産の宣告の有無、証明者、並びに除籍抄本の表題、氏名以外については、特定の個人を識別することができる情報であること、叙勲の授与の審査事務の性質上、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせる又は当該審査事務の適正に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されていることから法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するものとして、これらの情報が記録されている部分が不開示とされました。

当該人は特定年Aに特定部署に雇用されて以来、特定年Bに辞職するまで○年にわたり特定部署・気象庁に勤務しています。当該人の主要経歴・履歴書・功績調書の内容は国の行政職員としての職歴、および国の行政職員としてなされた職務であり、法5条1号ただし書ハの「当該公

務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当いたします。また運輸大臣から内閣総理大臣への死亡叙勲候補者の提出は、運輸省としての厳格な基準に則ってなされたものでありますから、当該情報を公開することは国民に審査事務の公正性を示し、審査事務への国民の信頼性を確保することに寄与するものであり、国民の間に混乱を生じさせる又は当該審査事務の適正に支障を及ぼすとはおよそ考えられません。以上のことから原処分を取り消していただき、閣議請議資料（本件対象文書）のうち請議公文の主要経歴および依頼公文の経歴書・功績調書の内容についてあらためて開示をお願いするものです。

（２）意見書

令和３年６月２４日付けで提起いたしました処分庁による開示決定処分（令和３年３月３１日付け府賞第１６２号）に対する審査請求に係る内閣府の理由説明書（令和３年９月１６日。下記第３を指す。）に対する意見は下記のとおりです。

ア 法５条１号ただし書ハについて

公務員の職にあった際の職務遂行は、いわば国の機関の一部として法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従って行われたものですから、それが特定個人の功績として評価されたとしても、法５条１号ただし書ハに該当しないとは解釈できません。内容は功績として評価されるような優れたものであり、当該個人の権利利益を害すること（平成１７年８月３日情報公開に関する連絡会議申合せ）にもまったくなりません。ただし書各号は、各号いずれかに該当すれば適用されるべきものであり、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないということだけでは不開示とした理由になりません。

イ 「本件対象文書に記載された功績と同様の功績をもって同種の栄典が与えられるものという誤解や憶測」について

内閣府における栄典の授与に係る審査は、功績調書だけではなく、ヒアリング等を実施し、功績内容を把握した上で行われているとのこと承知いたしました。このことが直ちに功績調書の不開示の理由になるとは考えられません。同様の功績をもって同種の栄典が与えられるものという誤解や憶測は、功績調書以外のヒアリング等の結果にも基づいた審査事務の全貌が開示されれば霧散するものと考えられます。それどころか開示いただくことは、審査事務の透明性を確保することを通じて、審査の公正性を示し、審査に関する信頼性を増すこととなります。

ウ その他

情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の過去の答申例については内容を承知しておらず、意見を申し上げることができませんが、対象文書の作成年次など、諸条件が必ずしも同一でない過去の答申例にとられることなくご判断いただけることを期待いたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

令和3年6月24日付けで提起された処分庁による開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとしてその一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね上記第2の2(1)記載のとおりである。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、本件開示請求に対して、「勲章審査票」及び「閣議請議資料（請議公文、依頼公文、功績調書、履歴書、刑罰等調書、除籍抄本）（当該者に係る部分）」（本件対象文書）を特定し、一部開示決定処分を行った。

本件対象文書は、勲章の授与審査のため運輸省より提出された特定個人に係る協議書類であり、特定個人の経歴、功績内容、賞罰等の社会的評価等が記されていることから、処分庁は、本件対象文書には、個人を識別することができる情報が記録されていること、叙勲の授与審査事務の性質上、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、当該審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当し、その該当する部分について不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 法5条1号該当性について

栄典は、国家・公共に対する功労又は社会の各分野における優れた行いに対して国家が個人等を顕彰する制度であり、その選考に当たっては、個人の長年の功績等を調査した上で行っているところである。

本件対象文書には、勲章の受章者である特定個人の経歴、功績内容、賞罰等の社会的評価等が記載されており、全体として、法5条1号に規

定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

その記載内容が、特定個人の過去に公務員の職にあった際の職務遂行に関わる内容であっても、それは特定個人の功績として評価された内容であることから、審査請求人の主張する法5条1号ただし書ハに該当するものではない。

また、特定個人に係る死亡叙勲が決定された際、処分庁は、受章者の「賞賜」、「氏名」及び「発令年月日」のみを官報で公告しているが、勲章の受章者の具体的な主要経歴、履歴、功績内容等を公にしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。

(2) 法5条5号該当性について

経歴や功績内容は一人ひとり違うものであり、また功績の評価は時代の変化に伴って常に変化するものである。

処分庁では、本件対象文書による調査のほか、ヒアリング等を実施し、功績内容を把握した上で栄典の授与に係る審査を行っているところであるが、このような事情のもとで、本件対象文書の不開示情報を開示することは、本件対象文書に記載された功績と同様の功績をもって同種の栄典が与えられるものという誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。よって、法5条5号に該当する。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

上記(2)で述べたとおり、本件対象文書に記載された功績と同様の功績をもって同種の栄典が与えられるという誤解や憶測を招くことで、栄典の授与に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、栄典の授与に当たっては、客観的な事実に基づき各人の功績を把握した上で、栄典を授与するにふさわしいか否かを判断しなければならないが、本件対象文書が開示されると、上記の誤解や憶測が生じ、推薦府省が行う関係者等への調査や処分庁におけるヒアリング等の実施にも支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条6号柱書きに該当する。

(4) 過去の審査会答申について

審査会の答申において、平成22年11月4日（平成22年度（行情）答申第344号）に、事件名、「特定個人に勲章を与えた際、その理由が分かる功績調書の不開示決定に関する件」として類似の答申書が出されている。当該答申書によると、勲章受章者の受章理由が分かる功績調書について開示請求があり、その全部を不開示とした決定については、「功績調書」の表題は法5条1号に該当するものではないため、また、各特定個人の氏名及び各特定個人の主要経歴については特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当するが、当該内容については、諮問庁がホームページ等において一定期間公表している

ことから、同号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には当たらないため開示すべきであるとし、その他については不開示とすることが妥当であると結論付けている。

またその後も、平成30年2月15日（平成29年度（行情）答申第463号）に、事件名「特定個人の功績調書及び履歴書の一部開示決定に関する件」及び令和2年1月15日（令和元年度（行情）答申第424号）に、事件名「特定時期の叙勲候補者に係る書類の提出について（協議）」等の一部開示決定に関する件の答申書において、勲章受章者の開示請求があり、不開示と決定した情報については、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるとの審査会の答申が出されている。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年9月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年1月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定個人に係る閣議請議資料（本件対象文書）のうち請議公文の主要経歴及び依頼公文の経歴書・功績調書の内容に係る不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、①「請議公文」のうちの主要経歴（官職）の記載内容部分、②「依頼公文」添付の「功績調書」のうちの本籍、現住所、生年月日等及び本文の功績の記載内容

部分，③同添付の「履歴書」のうちの本籍，現住所，生年月日等及び本文の履歴の記載内容部分であると認められる。

(2) 検討

ア 諮問庁は，上記第3の3(1)において，本件対象文書には，勲章の受章者である特定個人の経歴，功績内容，賞罰等の社会的評価等が記載されており，全体として，法5条1号に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であり，その記載内容が，特定個人の過去に公務員の職にあった際の職務遂行に関わる内容であっても，それは特定個人の功績として評価された内容であることから，審査請求人の主張する同号ただし書ハに該当するものではなく，また，特定個人に係る死亡叙勲が決定された際，処分庁は，受章者の「賞賜」，「氏名」及び「発令年月日」のみを官報で公告しているが，勲章の受章者の具体的な主要経歴，履歴，功績内容等を公にしておらず，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ，本件不開示部分は，上記(1)のとおりであり，全体として，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであると認められる。

当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると，上記ア及び上記第3の3(1)の諮問庁の説明に，特段不自然，不合理な点は認められないことから，同号ただし書イ及びハのいずれにも該当せず，また，同号ただし書ロに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに，当該部分は，個人識別部分に該当し，法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ 以上によれば，本件不開示部分は，法5条1号に該当すると認められるので，同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分は，同条1号に該当すると認められるので，同条5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

- 1 勲章審査票
- 2 閣議請議資料（請議公文，依頼公文，功績調書，履歴書，刑罰等調書，除籍抄本）（当該者に係る部分）（本件対象文書）